

**令和2年度 筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業**  
**「筑波山・霞ヶ浦をもっと楽しむ！アウトドア層向け新商品企画開発」募集要領**

**1. 趣 旨**

地域の創意工夫による、地元ならではの「土産品・グルメ」や「アクティビティコンテンツ」の開発プランを公募し、選定されたプランに対し補助金を交付することにより、新たな魅力の創出や稼げる観光地域づくりを促進する。

**2. 募集概要**

(1) 部門・テーマ

**A部門 筑波山・霞ヶ浦の新たな定番商品の開発**

**B部門 アクティビティ・ツアープログラム企画の開発**

部 門	募集の概要	補助内容
<b>A</b>	<p><b>A-1 グルメ</b></p> <p>筑波山・霞ヶ浦に来たら絶対食べたい！ 観光の目的にもなる新たな「食（グルメ）」を募集。 ○既存商品の改良（※）による応募も可能。</p>	<p>【補助上限額】 75万円/件</p> <p>【補助率】 10/10</p> <p>【採択予定数】 4件程度</p>
	<p><b>A-2 土産品</b></p> <p>筑波山・霞ヶ浦に来たら必ず買って帰りたい！ 地域を代表する新たな「土産品」を募集。 ○応募は、食品・食品以外のものでどちらでも可能。 ○既存商品の改良（※）による応募も可能。</p>	
<b>B</b>	<p>筑波山・霞ヶ浦に訪れるアウトドア層を対象！ 地域の観光資源を活用した新たな「アクティビティ」 や「ツアープログラム」を募集。</p>	<p>【補助上限額】 50万円/件</p> <p>【補助率】 10/10</p> <p>【採択予定数】 2件程度</p>

(※) 既存商品の味やデザイン、パッケージ等に新たな工夫・改良を加えたもの。

(2) 応募資格

以下の1)～2)のいずれにも該当する方。

- 1) 新商品の企画・開発を目指す個人、法人、グループなど
- 2) 事業所の所在地について
  - A部門：茨城県内に事業所を有する者
  - B部門：事業拠点の所在地は問わない

(3) 募集期間

令和2年6月22日（月）～令和2年8月21日（金）

### 3. 応募部門ごとの募集内容等

#### A部門 筑波山・霞ヶ浦の新たな定番商品の開発

次年度（令和3年度）以降の本格販売開始に向けた、新たな地元グルメ・土産品の開発プランを募集します。応募するプランは、「A-1 グルメ部門」または「A-2 土産品部門」よりお選びください。

##### A-1 グルメ

「筑波山・霞ヶ浦に来たら絶対食べたい！」新たな食（グルメ）を募集します。食事系やスイーツ系など、ジャンルは問いません。

（例）サイクリング中でも気軽に食べられる「甘さ控えめスイーツ」の開発  
筑波山で食べたい「筑波山新名物」の開発

【開発のポイント】※詳細は6ページ「審査項目」を参照

- ・ サイクリングや登山の後に疲れていても食べやすい、栄養補給ができるなど、アウトドア層に訴求できるプランであること。

##### A-2 土産品

「筑波山・霞ヶ浦に来たら必ず買って帰りたい！」新たな土産品を募集します。食品・食品以外（小物、文具、アウトドアグッズ等）どちらの応募も可能です。

（例）サイクリングで身に着けたい「霞ヶ浦オリジナルグッズ」の開発  
筑波山のガマをイメージした「SNS映えお菓子」の開発

【開発のポイント】※詳細は6ページ「審査項目」を参照

- ・ 「おいしさ」や「可愛さ」、「おしゃれ感」があり、人に勧めたくなる商品であること。
- ・ 商品やパッケージから筑波山・霞ヶ浦エリア（※）の土産品であることが伝わること。

（※）土浦市、石岡市、つくば市、潮来市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町

#### （1）募集条件

- 1) 筑波山・霞ヶ浦エリアにて販売される食（グルメ）・土産品であること
- 2) 観光入込の増加、観光関連産業の振興・雇用創出等、地域活性化の効果が期待できるプランであること
- 3) A-1：12市町村で産出される地元ゆかりの食材等を使用したプランであること  
A-2：商品やパッケージから筑波山・霞ヶ浦エリアの土産品であることが伝わる  
こと
- 4) 次年度以降も自立的に事業を継続できるプランであること
- 5) 政治・宗教・選挙活動を目的としないプランであること

- 6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でない者によるプランであること
- 7) 関係法令等に反しないプランであること
- 8) 新たな観光資源（ストーリー性があるもの、地域特有のもの等）の発掘、地域主体の特産品開発等のプランであること
- 9) 令和3年1月下旬までに完了するプランであること
- 10) 成果報告会（令和3年2月上旬頃実施予定）において、開発した商品及び具体的な販売計画に関する発表を行うこと
- 11) 他の補助金の交付対象となっていない事業、平成30年度及び令和元年度の土産品・グルメ開発事業で補助対象となっていないプランであること

## (2) 補助内容

採択数	1プランあたり補助上限額	補助率	補助期間
4件程度	75万円	100%	令和3年3月31日まで

- ※補助対象事業費が補助上限額未満の場合は、その額が補助額となります。
- ※補助額は、補助対象事業費の範囲内となります。（※「6. 補助対象事業費」参照）
- ※重複する内容のプランをB部門に応募することはできません。
- ※補助金交付時期は、成果報告会終了後の令和3年2月下旬を予定しています。

## (3) その他

- ・ 既存商品自体の見た目や大きさ、味の変更、パッケージデザインの改良等による応募は可能です。既存商品（すでに流通している商品）をそのまま応募することはできません。
- ・ 包装、パッケージのデザインは、各補助対象者のアイデアにお任せいたしますが、事務局でデザイナーを紹介することも可能です。
- ・ 「筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業」の一環として今秋にアウトドア・アクティブ層向けのモニターツアーを実施します。審査で選定されたグルメ品・土産品等は、本ツアーにおけるテストマーケティングへの参加（グルメ品・土産品等のご提供）をお願いします。
- ・ 選定された開発商品は、事務局において、協力関係のある筑波山・霞ヶ浦エリアの土産品店・飲食店等での販売に向け、マッチング等の協力・支援を行います。

## B部門 アクティビティ・ツアープログラム企画の開発

筑波山・霞ヶ浦エリア（※）に訪れるアウトドア層を対象とした、新たな「アクティビティコンテンツ」や「ツアープログラム」の企画提案を募集します。

（例）遊びながら自然を学べる「ファミリー層向けツアー」の開発  
地元の食材を使用した「アウトドアで料理教室」企画の開発

【開発のポイント】※詳細は7ページ「審査項目」を参照。

- ・ 筑波山・霞ヶ浦エリアの観光資源を活用したプランであること。
- ・ 事業を展開する中で筑波山・霞ヶ浦エリアへの経済的波及効果が期待されるプランであること。

（※）土浦市，石岡市，つくば市，潮来市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，行方市，小美玉市，美浦村，阿見町

### （1）募集条件

- 1) 筑波山・霞ヶ浦エリアにて実施されるプランであること
- 2) 観光入込の増加，観光関連産業の振興・雇用創出等，地域活性化の効果が期待できるプランであること
- 3) 筑波山・霞ヶ浦エリアの観光資源を活用したプランであること
- 4) 次年度以降も自立的に事業を継続できるプランであること
- 5) 政治・宗教・選挙活動を目的としないプランであること
- 6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でない者によるプランであること
- 7) 関係法令等に反しないプランであること
- 8) 令和3年1月下旬までに実証するプランであること
- 9) 成果報告会（令和3年2月上旬頃実施予定）において，実証プランの報告及び今後の実施計画に関する発表を行うこと
- 10) 他の補助金の交付対象となっていない事業，平成30年度及び令和元年度の土産品・グルメ開発事業で補助対象となっていないプランであること

### （2）補助内容

採択数	1プランあたり補助上限額	補助率	補助期間
2件程度	50万円	100%	令和3年3月31日まで

※補助対象事業費が補助上限額未満の場合は，その額が補助額となります。

※補助額は，補助対象事業費の範囲内となります。（※「6. 補助対象事業費」参照）

※重複する内容のプランをA部門に応募することはできません。

※補助金交付時期は，成果報告会終了後の令和3年2月下旬を予定しています。

#### 4. 選定方法等

(1) 審査は、選定委員による一次審査（書面審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行います。

なお、選定においては、開発プランの「売り」と「ストーリー性」及び具体的な実施・販売見通しを重視した審査を行います。

##### 1) 一次審査（書類審査）

- ・ 応募申請書に基づき選定をします（必要に応じて対面または電話等によりヒアリングを行うことがあります）。
- ・ 応募数が選定予定数を下回った場合でも、審査の結果評価が低いプランは選定しません。
- ・ 選定結果は、応募申請書記載のメールアドレス宛てに通知するとともに、以下のホームページに掲載する予定です。（令和2年8月下旬 HP掲載予定）

○「Mount Tsukuba」ホームページ：<https://mount-tsukuba.com/>

○茨城県観光物産課ホームページ：

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kanbutsu/kikaku/index.html>

##### 2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・ 一次審査を通過したプランについて、選定委員へのプレゼンテーションを行っていただき、最終選定します（欠席した場合は、選定対象から除外します）。

[日にち] **令和2年10月2日（金）**

~~※日にちの詳細は、令和2年7月10日（金）までに上記HPに掲載します。~~

[場 所] つくば市内

※場所の詳細は、一次審査選定結果の通知にてお伝えします。

※新型コロナウイルス感染症防止のため、開催時期や審査方法が変更となる場合があります。その場合は、改めて審査方法をご連絡いたします。

- ・ 審査は、外部有識者等で構成する選定委員会が行います。
- ・ 審査項目は部門ごとに下記のとおりとし、合計得点上位のプランから順に選定します。

< A 部門審査項目 >

① 事業趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集テーマに沿ったプランであるか。</li> </ul>
② 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題やニーズに対応しているか。</li> <li>・ 地域の活性化に貢献するか。</li> </ul>
③ 熱意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発への取り組みに意欲があるか。</li> <li>・ 地域の観光振興への意欲があるか。</li> </ul>
④ 市場性	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドア層に訴求できるプランであるか。</li> <li>・ 商品に見合うバランスのよい価格設定がなされているか。</li> </ul> <p><b>【A-1 グルメ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域を代表する食として訴求力が期待できるか。</li> <li>・ 再度筑波山・霞ヶ浦エリアに訪れた時に「また食べたい」と思えるか、旅行目的の一つになり得るか。</li> </ul> <p><b>【A-2 土産品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「おいしさ」や「可愛さ」、「おしゃれ感」などがあり、人に勧めたくなる商品であるか。</li> <li>・ 携行性があり、また販売がしやすい商品であるか。 携行性：軽い、小さい、小分けしやすいなど 販売しやすさ：常温品、賞味期限が2週間以上など</li> <li>・ 商品やパッケージから筑波山・霞ヶ浦エリアの土産品であることが伝わるか。</li> </ul>
⑤ 能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「商品のPR方法」、「どこでどのように販売すれば効果があるか」が具体的に示されているか。</li> <li>・ 商品の具体的な販売先の計画があるか。安定した商品供給が見込めるか。</li> <li>・ 事務、会計等の能力があるか。</li> </ul>
⑥ 独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ならではの創意工夫はあるか。</li> <li>・ 地域資源を活かしたものか。</li> </ul>

## < B 部門審査項目 >

① 事業趣旨の理解	・ 募集テーマに沿ったプランであるか。
② 連携力	・ 地域との連携が図られているか。
③ 地域貢献	・ 地域の課題やニーズに対応しているか。 ・ 地域の活性化に貢献するか。
④ 熱意	・ 開発への取り組みに意欲があるか。 ・ 地域の観光振興への意欲があるか。
⑤ 能力	・ 具体的で実現性の高い計画がされているか。 ・ 事務、会計等の能力があるか。 ・ 事業を継続して実施できる組織体制か。
⑥ 創造性	・ 地域の新たな魅力や賑わいを創り出すプランであるか。 ・ 経済的波及効果が期待されるプランであるか。
⑦ 独創性	・ 地域ならではの創意工夫はあるか。 ・ 地域資源を活かしたものか。

## 5. 申請方法

### (1) 申請対象者

以下の1)～2)のいずれにも該当する方。

- 1) 新商品の企画・開発を目指す個人、法人、グループなど
- 2) 事業所の所在地について

A部門：茨城県内に事業所を有する者

B部門：事業拠点の所在地は問わない

[具体例] 民間企業、公益法人、NPO法人、個人事業主、商工会、前記団体の青年部・女性部、まちづくり会社、商店街、商店振興組合、事業協同組合など

### (2) 申請書の提出方法・お問い合わせ

別紙「応募申請書」1部を(株)常陽産業研究所(業務委託先)まで郵送または持参により提出してください。(参考資料がある場合には、参考資料についても1部提出してください。)

なお、本事業の実施は(株)常陽産業研究所に委託しているため、応募申請書のご提出及び応募に関するご質問につきましては、下記までお願いいたします。

#### 【申請書の提出先及びお問い合わせ先】

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-18

株式会社常陽産業研究所 地域研究部(担当:荒澤) 宛て

電話:029-233-6734 FAX:029-233-6724

E-Mail:jir-arasawa@joyonet.co.jp

※委託元 茨城県営業戦略部観光物産課 電話:029-301-3617

### (3) 募集期間

令和2年6月22日（月）～令和2年8月21日（金） 17時必着

## 6. 補助対象事業費

### (1) 次の経費は補助対象となりません。

- ・ 補助対象者の経常的な管理運営費
- ・ 補助対象者が自ら使用する飲食費
- ・ 土地、家屋の購入に要する経費、補償費
- ・ その他、地域活性化に係る事業に適さないと認められる経費

### (2) 消費税相当分は補助対象とはなりません。

## 7. 補助対象者の責務等

### (1) 法令及び規則等の遵守

- ・ 補助対象者は、「茨城県補助金等交付規則」（茨城県規則第67号）及びその他プラン実施にあたって関係する法令等を遵守してください。
- ・ 申請者が以下の事項に該当したときは欠格として、審査（選定後は補助）の対象から除外します。
  - 1) 提出書類の必要事項に記載がないとき又は必要な書類が提出されないとき
  - 2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
  - 3) 申請者や団体及びプラン内容について、法令等に反することが認められるとき
  - 4) 申請者や団体及びプラン内容について、「茨城県補助金等交付規則」（茨城県規則第67号）に反することが認められるとき
  - 5) その他不適切な行為があったと認められるとき

### (2) プラン実施に伴い生じた損害による経費の負担

プランの実施に伴い生じた損害は、全て自身が負担するとともに、生じた損害に関して茨城県は一切の責任を負いません。

### (3) 報告及び調査への協力

補助対象者は、以下の調査及び報告に協力をさせていただきます。

- 1) 選定委員等の現地訪問による進捗（フォローアップ）調査
- 2) 成果報告会でのプレゼンテーション

[日時] 令和3年2月上旬予定 ※各申請者への時間割り当てあり

[場所] つくば市内

※新型コロナウイルス感染症防止のため、開催時期や開催方法が変更となる場合があります。

- 3) 実績報告書の提出  
成果報告会までに別紙「実績報告書」を提出していただきます。
- 4) その他（プラン効果測定のためのアンケート調査等）

《参考》 スケジュール

日 程	内 容
8月下旬	応募締め切り【8月21日（金）】
	一次審査（書類審査）
9月上旬	
中旬	
下旬	
10月上旬	二次審査（プレゼンテーション審査）
中旬	プラン開発
下旬	
11月上旬	
中旬	モニターツアー
下旬	（テストマーケティングの実施）
12月上旬	
中旬	
下旬	
1月上旬	
中旬	
下旬	プラン完成
令和2年2月上旬	成果報告会（実績報告書の提出※）
中旬	
下旬	補助金の交付